

## 道の調査を妨害した事業者

平成 25 年 11 月 11 日

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

道内の消費者に対して訪問販売によって墓石の修繕の役務提供契約を締結させた事業者が、北海道消費生活条例第50条第1項の規定に基づく報告要求に応じず道の調査を妨害したことから、その名称等を公表します。

### 1 経緯

道では、有限会社大華石材（以下「会社」という。）に対して、北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号。以下「条例」という。）第50条第1項の規定に基づき、平成25年10月7日付けで、同年10月21日を期限として報告を求めたところです。

しかし、期限までに報告がなかったため、同年10月24日付けで条例第51条第2項の規定に基づき、会社に対して弁明の機会を与えましたが、会社から弁明書の提出はありませんでした。

以上のことから、会社が報告をしなかった旨のほか、会社の概要、報告要求における質問事項、消費者苦情相談の概要を公表します。

### 2 公表する根拠

条例第51条第1項

### 3 会社の概要

- (1) 名称 有限会社大華石材
- (2) 代表者 取締役 浜舘 三枝
- (3) 所在地 (登記簿上) 室蘭市八丁平3丁目40番5号  
(実 際 上) 登別市鷲別町4丁目
- (4) 設立年月日 平成8年5月21日
- (5) 取引方法 訪問販売（墓石修繕）

### 4 報告要求における質問事項

- (1) 会社概要（名称、所在地、法人格、組織、役員・従業員の状況、売上高、財務諸表等）
- (2) 消費者に販売する商品、提供する役務の概要
- (3) 消費者に対して交付している契約書面、パンフレット等
- (4) 勧誘方法、広告・宣伝方法等
- (5) 契約実績に関する資料
- (6) 契約の履行状況、契約解除に伴う返金状況等

### 5 消費者苦情相談の概要

会社については、道内の消費者宅を訪問し、墓石修繕の役務提供契約の締結について勧誘を行い契約を締結するが、約束した履行期限になっても会社が修繕作業に着手しなかった、消費者と会社が契約解除について合意したにもかかわらず消費者が支払った代金の一部が返金されなかった、といった苦情相談がある。

6 今後の対応  
調査を続ける。

お問い合わせ先  
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課  
取引適正化グループ  
電話 011-204-5213

○北海道消費生活条例（平成11年10月15日 北海道条例第43号）

（不当な取引方法の禁止）

第16条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

（1）～（6）（略）

（7） 契約に基づき債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情を適切に処理せず、当該履行を不当に拒否し、若しくは遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。

（8） 消費者が正当な根拠に基づき契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張（以下この号において「申込みの撤回等」という。）を行うことを妨げ、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

（9）（略）

2（略）

（不当な取引方法による被害の防止）

第17条 知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認められるときは、速やかにその取引実態等につき必要な調査を行うものとする。

2～4（略）

（立入調査等）

第50条 知事は、第9条、第15条、第15条の2、第17条、第19条及び第20条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。

2、3（略）

（公表）

第51条 知事は、第9条第3項、第15条第2項、第15条の2第3項、第17条第3項、第19条第2項若しくは第20条第2項の規定による勧告に従わない者、第48条に規定する出席の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは資料の提出をしなかった者又は前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、若しくは質問に対し答弁しなかったものがあるときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとするものに弁明の機会を与えなければならない。